性にかかわりなく 誰もが共同参画できるまちに

第4次日野町男女共同参画プラン



令和5年4月

日 野 町

り

第1章 プランの基本的な考え方

- 1 プラン策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 プランの位置づけ
- 4 プランの期間
- 5 プランの進行管理

第2章 プランの体系

第3章 プランの内容

基本目標1 誰もが活躍できる環境づくり

- 重点目標(1)働く場における女性の活躍推進
- 重点目標(2)地域・社会活動における女性の活躍推進

基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり

- 重点目標(3)生涯を通じた健康支援
- 重点目標(4)誰もが安心して暮らせる環境整備
- 重点目標(5)あらゆる暴力の根絶

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標(6)男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

(参考資料)

- 1 日野町男女共同参画推進条例
- 2 日野町男女共同参画推進委員会委員名簿

第1章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

平成27年に職業生活における女性の活躍を推進するための基本原則を定めた「女性活躍推進法」が制定され、女性の活躍推進への期待が高まってきました。

本町でも、平成29年3月に「日野町男女共同参画推進条例」を制定した後、 平成30年4月に「第3次日野町男女共同参画プラン」を策定し、本町の強み や特色を活かした男女共同参画社会の早期実現を目指してきました。

しかしながら、いまだ固定的性別役割分担意識が根強く残っているなど、男女共同参画社会を実現する上で多くの課題が残されています。また、少子高齢化、人口減少をはじめ、未婚・晩婚化の進行、単身世帯の増加など中山間地域特有の様々な問題も抱えています。

また、平成27年に「誰一人取り残さない」を理念とする持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、男女共同参画社会の実現についても、5番目の目標「ジェンダー平等の実現」として位置づけられており、性別にかかわらず誰もがそれぞれの違いや多様な生き方を尊重し、有する能力を最大限に発揮できる社会を実現することが重要です。

これまでの取組の成果と課題、現下の社会情勢、地域を取り巻く環境を踏まえた上で、新たに「第4次日野町男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 基本理念

平成29年に制定した日野町男女共同参画推進条例では、次の7つの基本理念を定めています。 この条例の基本理念は現在の男女共同参画を推進するにあたっての基本的な考え方であることから、この7つの基本理念を第4次男女共同参画プランの基本理念とします。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担を反映した社会の制度及び慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を阻害することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町の施策又は事業者若しくは各種

団体における方針の立案及び決定に際して、共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動を円滑に行うことができること。
- (5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠及び出産に関し、双方の意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女の社会における活動の不均衡を是正し、職場、地域その他のあらゆる分野において女性の活躍を推進すること。
- (7) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスをはじめあらゆるハラスメントが人権侵害であることを認識し、その根絶を目指すこと。

3 プランの位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び日野町男女共同 参画推進条例第11条第1項の規定に基づいて策定するものであり、日野町の 男女共同参画社会の形成を推進するための町民の指針となるプランです。

また、「基本目標1 男女がともに能力を発揮できるまち」については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項の規定に基づく日野町の推進計画としても位置づけます。

4 プランの期間

このプランの期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

5 プランの進行管理

日野町男女共同参画推進委員会において、プランの進捗状況を点検・評価し、 必要に応じて見直しをするなど適切な進行管理を行います。

第2章 プランの体系

本プランは、3つの基本目標と6つの重点目標を設け、男女共同参画の推進を図ります。

	基本目標	重点目標	施策の方向
	誰もが活躍でき る環境づくり	(1)働く場における 女性の活躍推進	議会・審議会等の政策・方針決定過程に
			おける女性の参画の推進
			附属機関等への女性の参画
1			農林業・自営業等における女性の参画
1			ワーク・ライフ・バランスの推進
		(9) 排材, 社会活動に	家事・育児・介護における男女の参画
		(2)地域・社会活動に おける女性の活 躍推進	地域活動における男女の参画
			固定的性別役割分担意識の是正に向けた
		1年1日人 に	取組
		(3)生涯を通じた健	生涯を通じた男女の健康の保持・増進
	安心・安全に暮ら せる社会づくり	康支援	妊娠・出産等に関する支援
			高齢者が安心して暮らせる環境の整備
			障がい者・外国人が暮らしやすい環境の
2		(4) 誰もが安心して	整備
		暮らせる環境整	ひとり親家庭等生活困難者に対する支援
		備	性の多様性に関する理解促進
			防災・災害復興における男女共同参画の
			推進
		(5)あらゆる暴力の	暴力をなくす取組の推進
		根絶	安心して相談できる体制づくり
3	男女共同参画社	(6) 男女共同参画の	男女共同参画の理解を深める広報・啓発
	会の実現に向け	理解促進と未来	学習機会の提供
	た基盤づくり	の人材育成	相談窓口の充実・周知

基本目標1 誰もが活躍できる環境づくり

▲ 重点目標(1)働く場における女性の活躍推進

<現状と課題>

令和4年度に実施した「日野町男女共同参画住民意識調査(以下「住民意識調査」という。)」によると、「家庭生活」においては、前回(H29調査)で「男性の方が非常に優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答した人の割合が56%だったのに対し、今回調査では13ポイント程度低下しました。家庭の家事についても、「ほとんど自分」「どちらかといえば自分」と回答した人の割合が12%程度増加するなど、家庭生活での男女平等の認識が高まったことが伺えます。

しかし、「職場」については、前回(H 2 9 調査)に比べ「男性の方が非常に優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答した人の割合は5ポイント程度低下したものの、依然として5割の人が男性の方が優遇と回答しており、長時間労働などを前提とした男性中心の働き方や、根強く残る固定的性別役割分担意識により、家事・育児・介護など家庭における負担が女性に偏っている現状のため、女性が能力を発揮して活躍できない要因となっていると考えられます。

また、行政の審議会などへの女性の参画割合が男性に比べて少なくなっていますが、行政施策の対象の半分は女性であり、女性の意見や考え方をあらゆる分野に反映させなければなりません。

住民意識調査によると、前回(H29調査)に比べ「女性は家事・育児が忙しいので行政的活動に関わることが難しい」と回答した人の割合12ポイント程度低下したものの、「行政に関心のある女性が少ない」に次いで回答が多くなっており、ここでも、固定的性別役割分担意識などが影響していると考えられます。

女性委員の任用を増やすための環境整備と人材発掘を積極的に行っていく ことが必要です。

さらに、本町の基幹産業である農林業において、女性は重要な担い手です。 商工業などの自営業においても同様です。

農林業、自営業においても、男女を問わず、自己の能力を十分に発揮し、方

針決定に参画することが必要です。

働き方改革が叫ばれている中、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) は極めて重要なことです。

しかしながら、住民意識調査によると、「仕事・家庭生活・地域・個人の生活のバランス」の優先を希望している人は多いが、現実には優先できている人は少なく、「仕事」優先になっているのが実態です。また、約3割の人が「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「聞いたことがない」と答えています。

<施策の方向と主な取組み>

- ①議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進
 - ・役場が率先して女性職員の管理職への登用を進めます。
 - 事業所においても広報・啓発活動などを通し、女性登用の推進を図っていきます。
- ②附属機関等への女性の参画
 - ・性別や年代に関わらず多様な意見を町の施策、方針決定に反映させるため、 審議会等への女性の参画を明確な数値目標を設定して推進します。
- ③農林業・自営業等における女性の参画
 - ・農林業、自営業において、経営の方針や家族一人一人の役割分担、就業条件・ 就業環境について取り決める家族経営協定の締結を支援します。
- ④ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・子育て支援策を充実させるとともに、高齢者の見守りネットワークづくりを 行うことなどにより、誰もが仕事と家庭を両立できる環境を整備します。
 - ・育児・介護休業制度等の周知を行うなど、男女がともに制度を利用しやすい 環境整備を行います。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

誰もが、仕事や家庭生活、地域活動など、さまざまな活動を自分の希望する バランスで実現する実現できる状態のこと

く数値目標>

指標	現状(R4)	目標 (R9)
町職員女性管理職の人数	2人	2人以上
審議会等の委員への女性登用率	14審議会等で数 値目標を達成	全ての審議会等で 男女いずれか一方 が10分の4未満 にならない
家族経営協定締結数	2件	2件以上
【住民意識調査】「ワーク・ライフ・バランス」 という言葉の認知度(「知っている」と答えた 人の割合)	29.4%	50%以上
【住民意識調査】「職場」において男女の地位 が平等であると答えた人の割合	32.1%	40%以上

◆ 重点目標(2)地域・社会活動における女性の活躍推進

<現状と課題>

住民意識調査の結果によると、「家事」「子育て」「介護」は女性、「自治会活動」「地域活動」は男性、という傾向にあることが分かります。

また、「自治会や地域活動の場」「政治や行政の施策・方針決定の場」について、「男性の方が非常に優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答した人は、男性よりも女性の方が多い結果となっている一方で、「会長は男性、女性は補助的な役割が多い」「女性が役職に就きやすい環境が整えられていない」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は前回(H29調査)よりも減少したものの、依然として高い結果となっています。

さらに、「男性も女性も外で働き、男性と女性で家庭を守る」という考え方には8割程度の人が「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えている一方で、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」と考え方に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた男性は3割程度いました。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためにも、固定的性別役割分担意識を 解消し、男性も積極的に家事・育児・介護に取り組むことができる環境づくり を行っていかなければなりません。少子高齢化、人口減少が進む中、持続可能 な社会を築いていくためには、男性と女性が力を合わせて地域づくりをしてい くことが必要です。

<施策の方向と主な取組み>

- ①家事・育児・介護における男女の参画
 - ・男性が参加しやすい講座等を開催することにより、家事・育児・介護への男性の参画を促すとともに、男性の意識改革を図ります。
 - ・病児・病後児保育、延長保育、子育て世代包括支援センターなどの支援体制 の充実を図ります。
- ②地域活動における男女の参画
 - ・地域社会における男性中心の習慣やしきたりを見直すような意識啓発を図ります。
- ③固定的性別役割分担意識の是正に向けた取組
 - ・研修会の開催などを通じて、女性も男性も固定的な考え方を見直す契機とします。

<数値目標>

指標	現状(R4)	目標(R9)
【住民意識調査】「家庭生活」において男女の地 位が平等であると答えた人の割合	35.8%	40%以上
【住民意識調査】「自治会や地域活動の場」にお	22.9%	40%以上
いて男女の地位が平等であると答えた人の割合	22. 9/0	40/08年

基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり

▲ 重点目標(3)生涯を通じた健康支援

<現状と課題>

町民が主体的に健康の管理、保持、増進に取り組みながら、健康づくりのために必要なサービスや情報提供、支援が受けられる環境整備を行うことが必要です。

男女が互いの性を尊重し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を認め合う社会において、女性は妊娠や出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。働く女性が増える中、妊娠や出産、自身の身体や健康に関わることについて、多様な生き方や選択ができるよう環境づくりを推進していく必要があります。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

性と生殖に関するすべての人の健康、生命の安全を、ライフスタイルを通して、権利としてとらえようとする概念

<施策の方向と主な取組み>

①生涯を通じた健康支援

- ・男性と女性では、生涯を通じて異なる健康上の問題に直面することから、男女の性差に応じた健康づくりを支援します。
- ・各種がん検診の受診促進に向け、がんに対する正しい知識の普及・啓発およびがん検診受診啓発、がん検診を受けやすい体制の整備を進めます。

②妊娠・出産等に関する支援

・妊娠期から子育て期にわたり、総合的な相談支援と各種の支援サービスを行う、子育て世代包括支援センターの充実を図ることで、安心して出産・子育 てできる環境づくりを推進します。

<数値目標>

指 標	現状(R4)	目標(R9)
	胃がん 11.3%	胃がん 30%以上
	肺がん 15.2%	肺がん 30%以上
がん検診受診率	大腸がん 23.5%	大腸がん 40%以上
	乳がん 12.7%	乳がん 40%以上
	子宮がん 17.2%	子宮がん 30%以上
子育て世代包括支援センターへの相談件 数(うち訪問件数)	40 (19) 件	210 (80) 件

▲ 重点目標(4)誰もが安心して暮らせる環境整備

く現状と課題>

少子高齢化や人口減少が進む中、未婚・晩婚化の進行や単身世帯、ひとり親家庭、高齢者世帯の増加など、中山間地域特有の様々な問題を抱えています。中でも、高齢者や障がい者など様々な困難を抱える人たちが、地域で孤立することがないよう支援していくことが重要です。

令和4年度における日野町の高齢化率(65歳以上の高齢者の割合)は、50.0%(12月1日現在)と高齢化が着実に進んでおり、高齢者の夫婦や高齢単身者の世帯も増加しています。また、町の人口も、国立社会保障・人口問題研究所(厚生労働省に属する国立の研究機関)の人口推計によると、2045年には1225人になると見込まれています。

高齢化が進むと、身体機能や精神機能の低下、社会とのつながりの低下によって心身が弱った状態になる「フレイル」になる恐れがあり、進行すると要介護状態など健康寿命の低下をまねく危険があります。住み慣れた地域でいつまでも元気に生活するため、フレイルをはじめ、生活習慣病などの健康課題を解決し、健康寿命を延ばす取組みを進めていくことが重要です。

人口減少が著しい状況の中にあって、町民が豊かに生き生きと暮らしていくためには、性別にかかわらず誰もがそれぞれの違いや多様な生き方を尊重し、その有する能力を最大限に発揮できる社会を実現することが重要となっています。また、障がいのある人もその意欲や能力に応じて、社会の一員として生活を送ることができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの促進による生活しやすい環境づくりの推進も必要です。

また、同性カップルを結婚に相当する関係と認める証明書を発行する自治体

や、性的マイノリティに配慮した職場づくりを進める企業が少しずつ増えるなど、性的マイノリティの人権に対する社会の関心が高まっています。住民意識調査によると、前回(H29)に比べ「性的マイノリティ」という言葉を「聞いたことがない」と回答した人の割合が10ポイント程度減少しています。

一方で「ユニバーサルデザイン」という言葉について、「聞いたことがない」 と回答した人の割合が20%以上あり、引き続き正しい認識と理解を広げる取 組みが重要です。

東日本大震災を契機として、避難所運営や被災者支援において、女性の視点が反映されていないことが課題として生じています。住民意識調査においても、防災・災害復興対策について、8割程度の人が性別に配慮した対応が必要と回答しており、平常時から防災・災害復興現場における意思決定過程への女性の参画を推進していくことが重要です。

<施策の方向と主な取組み>

- ①高齢者が安心して暮らせる環境の整備
 - ・鳥取大学医学部地域医療学講座と連携し、医療・福祉・保健・介護・生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、健康で安心して暮らせる地域の仕組みをつくります。
 - ・特定健診、後期高齢者健診の受診を促進し、生活習慣や運動習慣の改善、健 康意識の向上を図り、健康寿命を延ばす取組みを進めます。
 - ・高齢者見守りネットワークの充実を図ります。
- ②障がい者・外国人が暮らしやすい環境の整備
 - ・住民が主体となった高齢者や障がい者などの要援護者への見守り体制構築の 取組みを支援します。
 - ・地域の高齢者、障がい者、外国人など支援を必要とする人たちが地域で安心 して暮らせる地域づくりのため、「支え愛マップ」の作成を通じて、住民の 参画意識の向上・地域のつながりを促進します。
 - ・ユニバーサルデザインに関する理解に向け、講座や研修等を開催します。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、人種などに関わらず、たくさんの人が利用する ことができる施設や製品、情報などの設計(デザイン)のこと

③ひとり親家庭等生活困難者に対する支援

- ・ひとり親家庭に対して、子育て・生活支援・就業支援など、地域での生活を 総合的に支援します。
- ・子どもの貧困対策の推進にあたり、生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親 家庭の子どもを対象とした学習支援の推進など、関連施策を連動させ一体的 に推進することにより、効果的な施策展開を図ります。

④性の多様性に関する理解促進

- ・性の多様性に関する理解に向け、講座や研修等を開催するとともに、相談窓口を設け、関係機関とも連携した対応を行います。
- ・女性や性の多様性などの様々な人権問題をテーマとした講演会を開催し、人権に対する意識啓発に取り組みます。

性の多様性

性には、からだの性、こころの性、好きになる性、ふるまう性などの要素からなると考えられており、男女の二つにはっきり分けられるものではない。

⑤防災・災害復興における男女共同参画の推進

- ・防災や災害復興対策に関する会議など政策決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の整備を行います。
- ・避難所の設備など、避難所運営や被災者対応に男女双方の視点を取り入れ、 女性、子育て中の人、高齢者、障がい者などのニーズを反映した体制を整え ます。

<数値目標>

指 標	現状(R4)	目標 (R9)
	特定健診	特定健診
各種健診受診率	22.0%	50%以上
行性医的文的平	後期高齢者健診	後期高齢者健診
	6.1%	20%以上
「支え愛マップ」作成を通し、地域づくりに取	0.4 //	4.0 11.01
り組んだ団体	3 4 件	40件以上
【住民意識調査】		
「ユニバーサルデザイン」という言葉の認知度	43.1%	60%以上
(「知っている」と答えた人の割合)		
【住民意識調査】「性的マイノリティ」という言	56.9%	60%以上
葉の認知度(「知っている」と答えた人の割合)		
町防災会議の女性委員数	2人	3人以上

▲ 重点目標(5)あらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

暴力は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。男女共同参画社会の実現に向け、ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)などあらゆる暴力を許さないという意識を社会に浸透させ、暴力の防止に向けた普及啓発、相談体制の周知や充実、被害者支援を進めていく必要があります。

住民意識調査において、15%程度の女性が「セクハラを受けたことがある」 と回答しているとともに、17%程度の人が「うわさを耳にしたことがある」 と回答しています。同様に、15%程度の女性が「DVを受けたことがある」 と回答しており、あらゆる暴力の根絶に向けた取組みの推進が必要です。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる身体的暴力、精神的・心理的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的隔離、子どもを使った暴力のこと

昨今、交際中の男女間の暴力(デートDV)や児童虐待、性暴力なども問題 化しています。性暴力は加害者との面識がある場合が多く、声をあげられない 被害者が多く多くいます。性暴力被害者への支援体制を構築する必要がありま す。また、支援に関わる機関・団体が、支援を行う段階で被害者に二次被害を 与えてしまうことがないよう、関係機関の理解を深めていくことも課題です。

さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニング、プラスアルファ(LGBTQ+)の人々に対する暴力は世界でも大きな問題となっています。LGBTQ+の人々に対する暴力や差別を許さないという意識を浸透させ、LGBTQ+の平等と権利を守っていかなければなりません。

<施策の方向と主な取組み>

- ①暴力をなくす取組の推進
 - ・暴力を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、暴力防止に向けた 普及啓発、相談体制の充実、被害者支援を行います。
- ②安心して相談できる体制づくり
 - ・関係機関と連携し被害者が安心して相談できる体制を整え、あらゆる暴力の 被害者の支援および未然防止を図ります。

<数値目標>

指標	現状(R4)	目標(R9)
	経験したことがある	経験したことがある
【住民意識調査】「セクハラを経験したり、見	7.3%	4.0%以下
聞きしたことがある」と答えた人の割合	見聞きしたことがある	見聞きしたことがある
	17.4%	17.0%以下
【住民意識調査】過去1年間にDVを受けたことがあると答えた人の割合	0 %	0 %

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

▲ 重点目標(6)男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

<現状と課題>

住民意識調査の結果によると、「職場」「自治会や地域活動の場」「政治や行政の施策・方針決定の場」「社会通念・しきたり」については、5割以上の人が「男性の方が非常に優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と答えています。

また、「日野町男女共同参画推進条例」について4割近くの人が「聞いたことがない」と答えているとともに、「男女共同参画社会の実現を目指して取り組む必要がある」と6割以上の人が答えている一方で、2割以上の人が「分からない」と答えています。

社会の様々な場面で、私たちの意識の中に形成された固定的性別役割分担意識が根強く残っているとともに、町民一人ひとりが男女共同参画の推進を「自分のこと」として意識できていない実態もうかがえます。

日野町男女共同参画推進条例では、町、事業者、各種団体、教育関係者に加えて、町民の責務についても規定しています。

日野町男女共同参画推進条例

(町民の責務)

- 第4条 町民は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、 地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に 努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する男女共同参画を推進する施策に協力するよう努めなければならない。

町民一人一人の参画がなければ、「町民一人一人がきらりと光る、心豊かで活力のある男女共同参画社会」を実現することはできません。町民一人一人が男女共同参画社会の実現に向けた主体であることを認識していくためには、地域、家庭、職場、学校などさまざまな場面を通じた広報・啓発や学習機会を提供していくことが必要です。

<施策の方向と主な取組み>

- ①男女共同参画の理解を深める広報・啓発
 - ・幅広い層に対して、広報紙、ホームページ、SNSなど様々な手段を通じて 情報発信、啓発を行うことにより、町民の意識を高めます。
 - ・ケーブルテレビの日野町独自チャンネルで、企業や団体の男女共同参画推進 に向けた取組を紹介します。
 - ・町民人権講座を活用した啓発や、男女共同参画推進会議ひの、日野郡男女共 同参画連絡会などと連携した取組みを実施します。

②学習機会の提供

- ・鳥取県男女共同参画センターよりん彩が主催する男女共同参画に関する講座 や研修会の情報、日野郡男女共同参画連絡会などが開催する研修会の情報を 広く町民に提供します。
- ・幼児教育、学校教育を通して男女共同参画意識の育成を図ります。
- ③相談窓口の充実・周知
 - ・相談機能の充実を図るため、各種相談窓口やチラシの配布など住民へ分かり やすく周知します。

く数値目標>

指標	現状(R4)	目標(R9)
【住民意識調査】「日野町男女共同参画推進条例」と	22.0%	50%以上
いう言葉の認知度(「知っている」と答えた人の割合)	22.070	30%以上
【住民意識調査】「日野町男女共同参画プラン」とい	19.3%	50%以上
う言葉の認知度(「知っている」と答えた人の割合)	19.570	30%以上
【住民意識調査】「男女共同参画社会の実現を目指し	64.2%	80%以上
て取り組む必要がある」と答えた人の割合	04.270	00/0以上

参考資料

男女共同参画推進条例

「日本国憲法」は、個人の尊重と法の下の平等を保障している。

日野町では、日野町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例(平成5年日野町条例第17号)を制定し、基本的人権を尊重してあらゆる差別をなくす町づくりを推進している。 男女共同参画については、平成25年に第2次男女共同参画プランを策定し、国及び鳥取県の施策とも連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいる。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識や社会的な慣行は、時代とともに変わりつつあるものの、家庭や職場、地域においても依然として残っている。本町では少子高齢化や人口減少をはじめ、未婚・晩婚化の進行、単身世帯の増加など中山間地域特有の様々な問題を抱えている一方で、女性の就業率が高く、地域において住民主体の特色あるまちづくり活動が盛んに行われている。

人口減少が著しい状況の中にあって、町民が豊かに生きいきと暮らし、町が存続していくためには、性別にかかわらず誰もがそれぞれの違いや多様な生き方を尊重し、その有する能力を最大限に発揮できる社会を実現することが重要となっている。

こうした状況を踏まえ、自然や歴史・文化が豊かで、人と人のつながりが強い日野町 の強みや特色を活かした男女共同参画社会の早期実現を目指して、ここにこの条例を制 定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、町や町民等の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を推進する施策を総合的かつ計画的に推進し、町民一人一人がきらりと光る、心豊かで活力のある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するとともに責任を担うことをいう。
 - (2) 町民 町内に居住又は町内に通勤若しくは通学する者をいう。
 - (3) 事業者 町内において事業を行う個人又は法人をいう。
 - (4) 各種団体 町内において活動を行う団体をいう。
 - (5) 教育関係者 町内において、学校教育、社会教育、保育等に関わる者をいう。
 - (6) 町民等 町民、事業者、各種団体及び教育関係者をいう。
 - (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者に苦痛を与え、その者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
 - (8) メスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な 関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他身体的、精神的、性的及び経 済的に有害な影響を及ぼす言動)をいう。
 - (9)積極的改善措置 第1号に規定する機会に関して男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、当該機会を提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2)性別による固定的な役割分担を反映した社会の制度及び慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を阻害することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町の施策又は事業者若しくは各種団体における方針の立案及び決定に際して、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動を円滑に行うことができること。
- (5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠及び出産に関し、双方の意思を尊重 するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女の社会における活動の不均衡を是正し、職場、地域その他のあらゆる分野に おいて女性の活躍を推進すること。
- (7) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスをはじめあらゆるハラスメントが人権侵害であることを認識し、その根絶を目指すこと。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条で定める基本理念に基づき、男女共同参画を推進する施策(積極的 改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
- 2 町は、男女共同参画の推進に当たり、国、他の地方公共団体及び町民等と連携して 取り組むものとする。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、地域、 学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなけれ ばならない。
- 2 町民は、町が実施する男女共同参画を推進する施策に協力するよう努めなければな らない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、女性の活躍を推進し、男女が事業活動に対等に参加する機会を確保するとともに、男女が仕事と家庭生活を両立することができる職場の環境づくりに努めなければならない。
- 2 事業者は、町が実施する男女共同参画を推進する施策に協力するよう努めなければ ならない。

(各種団体の青務)

- 第7条 各種団体は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 各種団体は、町が実施する男女共同参画を推進する施策に協力するよう努めなけれ ばならない。

(教育関係者の責務)

- 第8条 教育関係者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、 基本理念に基づいた教育又は保育に努めなければならない。
- 2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画を推進する施策に協力するよう努めなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第9条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱い(性的指向又は性的 自認に起因する差別的な取扱いを含む。)、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、妊娠又は出産を理由とする不利益な取扱いその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(基本的施策等)

- 第10条 町は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。
 - (1)町民等が男女共同参画についての理解を深めるため、広報又は啓発の活動を行うこと。
 - (2) 町民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、積極的に情報提供その他の必要な支援を行うこと。
 - (3) 男女共同参画についての理解を深め、性別による固定的な役割分担等にとらわれない多様な選択を可能にするため、学校教育、保育並びに家庭及び地域における教育を推進すること。
 - (4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるよう、環境整備その他の必要な支援を行うこと。
 - (5) 附属機関又はこれに類するものにおける男女の委員の数の均衡が図られるよう努めること。
 - (6)防災分野の施策において、男女双方の視点を取り入れた防災体制に配慮すること。
 - (7) 男女共同参画の推進に関する国際社会の動向及び国内における取組に留意し、男女共同参画を推進する施策に役立てること。
- 2 町は、前項に規定する基本的施策を実施するに当たり、男女共同参画の不均衡を是正し、女性の社会における活躍を推進するため、次に掲げる積極的改善措置を行うものとする。
- (1) 女性が職業生活と家庭生活との円滑な両立が可能となるよう、保育園及びその他の環境整備を行うこと。
- (2) 女性の職業生活における活躍を推進するため、事業者に対し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずること。
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、目標を定めて町の女性職員の登用及び育成を図ること。
- (4) 男女がともにまちづくりに参画できるように、地域における意思決定等の場への女性の参画の促進を図ること。
- (5) その他女性の社会における活躍を推進するための積極的改善措置を図ること。

(男女共同参画プラン)

- 第11条 町は、前条に規定する基本的施策等を総合的かつ計画的に推進するため、日 野町男女共同参画プラン(以下「参画プラン」という。)を策定する。
- 2 町は、参画プランを策定するに当たり、積極的改善措置のうち必要と認めるものに ついて、数値目標を定めるものとする。
- 3 町は、参画プランを策定するに当たり、あらかじめ、第16条第1項で定める日野 町男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 町は、参画プランを策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、参画プランの変更について準用する。

(相談への対応)

第12条 町は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることについて、町民等からの相談に応じるとともに、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 町は、町が実施する男女共同参画を推進する施策又は男女共同参画に影響を 及ぼすと認められる施策について、町民等から苦情の申出を受けた場合は、適切に対 応するものとする。この場合において、町長は、必要があると認めたときは、第16 条第1項で定める日野町男女共同参画推進委員会の意見を聴くことができるものと する。

(推進体制の整備)

- 第14条 町は、男女共同参画を推進する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。
- 2 町は、男女共同参画を推進する施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとする。

(報告)

第15条 町長は、毎年、男女共同参画を推進する施策の実施状況について、次条第1 項で定める日野町男女共同参画推進委員会に報告するとともに、公表するものとする。

(男女共同参画推進委員会)

- 第16条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査及び審議するため、日野町男女 共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。
- 2 推進委員会は、この条例の規定に基づく事項のほか、男女共同参画の推進に関する 重要事項について、町長に意見を述べることができる。
- 3 推進委員会は、委員15人以内で組織し、町長が委嘱する。
- 4 推進委員会の男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であって はならない。
- 5 委員の報酬は、人権センター運営審議会委員の例による。
- 6 前5項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に 定める。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

日野町男女共同参画推進委員会委員名簿

山根 美奈子(公募)

福谷 美幸(日野町商工会)

山根 洋子(鳥取西部農協日野支所)

森本 智喜(日野町社会福祉協議会)

松田 暢子(日野ボランティアネットワーク)

生田 公惠 (男女共同参画推進会議ひの)

西下 栄人(ひのっこ保育所保護者会)

遠藤 和也(根雨小学校РТА)

池平 由佳里(黒坂小学校PTA)

川上 桂子(日野中学校PTA)

宮永 二郎 (日野振興センター)

飯田 頼昭(日野町教育委員)

音田 守(日野町副町長)

第4次日野町男女共同参画プラン

策定 令和5年3月

発行 日野町

編集 日野町役場企画政策課

〒689−4503

鳥取県日野郡日野町根雨 101 番地

TEL: 0859-72-0332 FAX: 0859-72-1484

E-mail: kikaku@town.hino.tottori.jp